

I 基本的な考え方

1 「佐賀市人権教育・啓発基本方針」の見直しについて

佐賀市（以下「本市」という。）では、平成12（2000）年3月に「人権教育のための国連10年佐賀市行動計画」を策定し、本市が進める人権教育・啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向を明らかにして、その推進を図ってきました。

平成20（2008）年2月には、人権教育・啓発についてより一層の積極的な取組を進めるために、「人権教育のための国連10年佐賀市行動計画」を継承・発展させた「佐賀市人権教育・啓発基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定しました。

この基本方針は、共生社会の実現に向け、本市が市民とともに人権教育・啓発を積極的に取り組むために、現状と課題及び具体的施策を明らかにして、その推進を図るための指針を示したものです。

策定から10年余りが経過した現在、各種施策や関係者の努力により大きく改善した分野がある反面、インターネットの急速な普及などの社会情勢の変化に伴って、様々な人権問題は複雑化、多様化しています。また、ヘイトスピーチ（特定の人種や民族等への憎悪をあおる言動）や性的指向・性自認等に関わる人権問題、子どもの貧困など新たな課題も顕在化してきています。さらには、平成28年に人権に関する法律が施行されました。

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）平成28年4月1日施行
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ対策法」という。）平成28年6月3日施行
- 部落差別の解消の推進に関する法律（以下、「部落差別解消推進法」という。）平成28年12月16日施行

このたび、こうした状況の変化に対応し、様々な人権問題の早急な解決をめざすため、基本方針の見直しを行うこととしました。

見直しに当たり、佐賀市部落差別撤廃・人権擁護審議会の開催やパブリックコメントなどにより、多くの市民の方々の提言・意見を取り入れています。

今後、本市が策定する各種の計画、プラン、指針などとの整合性に留意しつつ、それぞれの改訂の際には、人権尊重の視点を一層盛り込むことにより、人権教育・啓発を総合的に推進していきます。



2 基本理念

(1) 基本理念—共生社会の実現

今日、世界では、人、物、情報などが国境を越えて自由に行き交うボーダレス化が進んでいます。特に、近年のパソコン、スマートフォン等の情報通信機器の急速な普及に伴いインターネットが身近になり、誰でも手軽に世界に向けて情報発信ができるようになっていきます。こうした状況の変化は、私たちの生活の利便性を高める反面、バーチャル（仮想）の世界の現実感の無さと匿名性から、安易に他人を誹謗中傷してしまうといった新たな人権問題も増えています。

また、世界各地において地域紛争が発生し、飢餓や難民問題、テロなど深刻な人権問題が後を絶ちません。私たちの周りでも、児童虐待、配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）などの重大な人権侵害事例が認められます。同和地区出身者や障がいのある人、ハンセン病元患者、HIV感染者などに対する偏見や差別意識も完全に解消されているとは言い難く、市民の生活に関わるあらゆる場面で、依然として人権に関する深刻な問題が数多く発生しています。

さらには、経済の雇用環境の変化に伴う非正規雇用の増加や長時間労働の問題など、従来の人権課題に収まりきれない「生きづらさ」を抱えている人たちも増えてきています。

日本国憲法第14条には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により・・・差別されない」と規定されています。そのためには、一人一人の個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、交流を深める「共生」の心が必要です。

そこで、基本方針では、国籍、性別、世代など様々な違いを超えて、全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会」の実現をめざすことを基本理念とします。

具体的には、次の三つの社会づくりを推進します。

① 一人一人が個人として尊重される差別のない社会

個人の尊厳や多様性が尊重され、誰からも差別や偏見、そして暴力を受けない安心して生きていける社会の実現をめざします。

② 一人一人が個性や能力を十分に発揮する機会が保障される社会

全ての人は平等で、国籍・民族、出身地、性別、年齢、障がいの有無、性的指向・性自認などによって差別されず、一人一人の様々な個性や生き方の可能性を大切にし、個性や能力を十分発揮できる機会が保障されている社会の実現をめざします。

③ 一人一人が個性を尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会

人権が尊重される社会の実現のためには、全ての人が、それぞれの個性や生き方等の違いを認め合い、多様な文化や価値観を尊重することが必要であり、自分を大切にすると同時に他人を思いやる心を持って、共に生きていく社会の実現をめざします。

以上の三つの社会づくりを全て実現することにより、基本理念である「全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる『共生社会』の実現」をめざしていきます。

この基本理念を今後の人権施策に反映させるとともに、国や県、他市町、CSO（市民社会組織）等の民間団体、地域住民、企業等との協力・連携を推進します。

(2) 目標—人権文化の確立（人権という普遍的文化の構築）

全ての人間は、人として生きていくための何人も侵すことのできない権利を生まれながらにして持っています。この人権は、全ての人の尊厳と平等に立脚したものであり、人権の尊重は人類普遍の原理として、日本国憲法の基本的理念の一つとなっています。

基本的人権の尊重は、憲法によって全ての国民に保障されたものであり、人権尊重を今日の社会のすみずみまで根づかせるためには、全ての人が人権尊重を日常生活のあらゆる場面で意識していくこと、そして、そのような人権意識の下に積極的に社会に関わっていくことが必要です。

基本方針においては、自らの生き方を大切にしながら他者の人権を尊重し、相互理解を深めることによって育まれる共生意識というべきものを人々の日常の生活の営みの中に定着させ、社会の習慣にまで広げ普及させることを「人権という普遍的文化」と捉え、これを市民生活の中に定着させ、発展させていくことを目標とします。

(3) 基本姿勢—生涯を通じた人権教育・啓発

人権文化を広く市民生活に普及定着させるためには、人権教育・啓発を単なる人権に関する知識の普及にとどめず、市民が主体的に人権について学び、行動していくものとする必要があります。

「人権教育のための国連10年・決議」においては、「人権教育は情報提供するだけでなく、発達のあらゆる段階及び社会のあらゆる階層にある人々が、あらゆる社会において、他者の尊厳の尊重及びその尊重を保障するための手段と方法を学ぶための、生涯を通じての総合的なプロセスを構築するべきである」とされています。

一方で、市民の人権に対する関心は多様で、その程度も様々です。市民一人一人が生涯を通して人権問題を身近な学習課題の一つとして捉え、その学習を知識の習得から人権尊重のための取組へと高めるためには、学習の場、学習の方法、学習テーマの設定などを工夫することが求められます。

そのため、生涯を通じた人権教育・啓発を重要なテーマとして捉え、市民の学習活動を効果的に推進します。

3 基本方針の性格

- (1) 「佐賀市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」に基づき、本市が今後実施すべき人権教育・啓発についての基本的な方向を明らかにするとともに、「第2次佐賀市総合計画」における施策「人権尊重の確立」との整合を図り、本市における様々な施策の取組に当たっては、「基本方針」を尊重し、推進するものとします。
- (2) 「基本方針」の推進については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定（地方公共団体の責務）及び国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に対応するものです。

4 人権をめぐる国内外の動向

(1) 国際的な動向

多くの人命が失われた二度の世界大戦により、人権の保障が世界平和の基礎であることが認識されるようになり、人権を国際的に保障することが必要と考えられるようになりました。

第二次世界大戦が終結に向かう中で、昭和20（1945）年に「国際の平和及び安全を維持…（中略）…人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する（国連憲章第1章）」ことを目的とした国際連合（以下、「国連」という。）が設立されて以降、様々な人権課題解決のための取組が展開されました。

○昭和23（1948）年12月

国連の第3回総会において、全ての人と全ての国が達成すべき人権の基準を定めた「世界人権宣言」が採択されました。

○昭和40（1965）年12月

人種、民族に対する差別を撤廃するために、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」が国連総会において採択されました。

○昭和41（1966）年

国連では、「世界人権宣言」に実効性を付与させるために、労働の権利、社会保障についての権利、教育及び文化活動に関する権利等のいわゆる社会権を主として規定した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するという観点に立った権利、具体的には表現の自由、移動の自由、身体の自由などを規定した「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」が採択されました。

○昭和54（1979）年

女性であるとの理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等を目的として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が国連総会において採択されました。

○平成元（1989）年

世界には、貧しさや飢え、戦争等で苦しんでいる子どもたちがたくさんいます。そのよ

うな現実を踏まえ、国連において、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることをめざして、「児童の権利に関する条約（児童の権利条約）」が採択されました。

この条約は、18歳未満の全ての人の基本的人権の尊重を促進することを目的としています。

○平成5（1993）年

「世界人権宣言」45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的として、ウィーンにおいて世界人権会議が開催されました。

○平成6（1994）年

人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が創設されました。

また、第49回国連総会では、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間で「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されるとともに、人権についての意識を高め、理解を深めるための具体的戦略・プログラムを述べた「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取組が開始されました。

○平成16（2004）年

第59回国連総会において、人権教育が全ての国で取り込まれるよう、「人権教育のための国連10年」の取組を継承する「人権教育のための世界計画」を平成17（2005）年から開始する決議が採択され、21世紀を人権の世紀とするための取組が推進されています。

現在は、「人権教育のための国連10年」を継承する「人権教育のための世界計画」に取り組まれています。

- ・第1段階（平成17～21（2005～2009）年）

初等中等教育での人権教育を主眼とした取組

- ・第2段階（平成22～26（2010～2014）年）

高等教育での人権教育及び教育関係者、公務員、軍隊等の人権研修に焦点を当てた取組

- ・第3段階（平成27～31（2015～2019）年）

これまでの取組の強化とメディア関係者等への研修促進を掲げた取組

近年は、性的指向や性別違和等に関する議論も注目を集めるようになりました。平成18（2006）年にインドネシアのジョグジャカルタの国際会議で採択され、その翌年に国連人権理事会で承認された「ジョグジャカルタ原則」や平成23（2011）年の性的指向と性別違和に関する初の国連決議を踏まえ、権利保護に向けた国際的な動きが進んでいます。

このほか、スポーツの世界では、オリンピック憲章において「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会」をめざすとともに、スポーツを人権の1つと捉えて、いかなる種類の差別も受けることなく権利と自由が享受されなければならないことを根本原則に明記するなど、国連以外の様々な分野、団体においても人権に関する取組が行われています。

こうした取組により国際的な人権意識の高揚が図られる一方で、極端な原理主義によるテロ行為の多発や地域紛争の激化、それらに伴う多量の難民の流入等による排外主義の台頭などから、深刻な人権問題も生じてきており、早急な対応が必要になっています。

国際動向（主な条約）

年	名称
昭和23（1948）年	世界人権宣言
昭和40（1965）年	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
昭和41（1966）年	・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約） ・市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）
昭和54（1979）年	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
平成元（1989）年	児童の権利に関する条約（児童の権利条約）
平成18（2006）年	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

(2) 国内の動向

戦後、昭和21（1946）年に、我が国では「国民主権」「平和主義」そして「基本的人権の尊重」を理念とする日本国憲法が公布されました。

昭和31（1956）年には国連に加入し、国際社会の仲間入りを果たし、国連が提唱する各種の人権に関する国際年について積極的な取組を行ってきました。

また、人権をめぐる国際的潮流の中で、我が国は、国際社会の一員として「国際人権規約」を始め人権に関する諸条約を批准するとともに、関係する国内法が整備され、広く国民的な課題として基本的人権の擁護・尊重と人権思想・人権意識の普及に向けての取組が進められてきました。

- 平成7（1995）年12月、「人権教育のための国連10年推進本部」の設置。
- 平成9（1997）年3月、人権擁護施策の推進を国の責務と定めた「人権擁護施策推進法」の施行。
- 平成9（1997）年7月、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」の策定。
- 平成11（1999）年7月、「人権擁護施策推進法」に基づく「人権擁護推進審議会」において、「人権教育・啓発の総合的推進に関する基本的事項」の答申が出される。
- 平成12（2000）年12月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定される。
- 平成13（2001）年5月、「人権擁護施策推進法」に基づく「人権擁護推進審議会」において、「人権侵害の被害者救済施策の充実に関する基本的事項」の答申が出される。
- 平成14（2002）年3月、国では「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定。平成23（2011）年に「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加し、一部変更される。
- 平成16（2004）年、国はこれからの学校教育における人権教育の指針として、「人権教育の指導方法等の在り方について（第一次とりまとめ）」を発表しました。この中には、人権尊重の視点に立った学校づくりや「協力」、「参加」、「体験」を中核とした学習形態

の重視、発達段階に即した人権教育の指導方法等がまとめられ、学校・教育委員会において、このとりまとめを活用した人権教育に取り組むことが求められています。

- ・平成18（2006）年に第二次とりまとめを発表
- ・平成20（2008）年に第三次とりまとめを発表

- 平成25（2013）年、「いじめ防止対策推進法」の施行。
- 平成26（2014）年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行。
- 平成27（2015）年、「生活困窮者自立支援法」の施行。
- 平成28（2016）年4月、「障害者差別解消法」の施行。これは平成19（2007）年に我が国が「障害者の権利に関する条約」に署名したことで、平成23（2011）年に「障害者基本法」が改正され、「障害者差別解消法」により障がいのある人への「合理的配慮」が求められることになりました。
- 平成28（2016）年6月、「ヘイトスピーチ対策法」の施行。適法に日本に住む日本以外の出身者やその子孫に対する不当な差別的言動は許されないと明記しました。
- 平成30（2018）年5月、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行。女性の政治参画を後押しすることを目的としています。

一方、我が国固有の人権問題である同和問題については、同和問題の早期解決を求める国民的な意識と運動の盛り上がりを背景に、昭和35（1960）年に「同和対策審議会」が設置され、昭和40（1965）年に「同和対策審議会答申」が出され、昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、3つの特別法に基づき、平成14（2002）年3月まで33年にわたり特別対策が実施されてきました。

その後、同和対策は一般対策の中で必要に応じて対応されてきましたが、現在においても人々の間に残る差別意識を完全には払拭できていないとの認識の下、平成28（2016）年12月に「部落差別解消推進法」が施行され、改めて同和問題の解決が重要な課題であると認めて、国及び地方自治体が果たすべき責務が定められました。

なお、人権侵害の被害者救済施策については、いまだ実現しておらず、引き続き課題となっています。

国内動向（主な法律）

年	名称
平成11（1999）年	男女共同参画社会基本法
平成12（2000）年	児童虐待の防止等に関する法律
平成13（2001）年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）
平成18（2006）年	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）
平成28（2016）年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法） ・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

(3) 県の動向

県では平成10（1998）年3月、県民の人権意識を高め、全ての県民が自らの課題として人権問題に取り組み、差別や偏見のない全ての人々の人権が尊重される社会を実現するための「佐賀県人権の尊重に関する条例」が制定されました。

この条例に基づき平成11（1999）年3月には、21世紀を「人権の世紀」とするために、国内外の人権尊重に関する動向やこれまでの人権教育・啓発の状況を踏まえ、「佐賀県人権教育・啓発基本方針（人権教育のための国連10年佐賀県行動計画）」が策定され、人権教育・啓発の推進が図られました。

この基本方針は、国連10年の終期である平成16（2004）年までを第一期の取組期間とし、この間の成果や課題、さらには各種人権課題の状況を踏まえ、平成18（2006）年に第一次改訂を行いました。

その後の社会情勢の変化や同和問題に係る差別事象の発生を始めDVや児童虐待、いじめなど、いまだ多くの課題が残されているとともに、増加する外国人居住者への対応やこれまであまり認識されてこなかった性的指向や性自認等への配慮なども新たに求められるようになり、平成30（2018）年3月に第二次改訂を行い、人権教育・啓発の一層の推進が図られています。

POINT

8月は「佐賀県同和問題啓発強調月間」です

「同和問題を解決するのはあなたです!!」

佐賀県では、県民の同和問題についての理解と認識を深め、早期解決を図る目的で、1991（平成3）年から啓発に関する事業を8月に集中的に実施しています。

佐賀市では8月に同和問題講演会を開催しています。

(4) 市の動向

本市では平成10（1998）年12月、市長を本部長とする「人権教育のための国連10年佐賀市推進本部」を設置するとともに、人権教育の基本的な方向性を示すために、平成12（2000）年3月に「人権教育のための国連10年佐賀市行動計画」を、平成20（2008）年2月に「基本方針」を策定しました。

これらの取組に基づき、市民一人一人の人権が尊重され、明るい社会の実現をめざして、社会教育や学校教育を通して、市民啓発や人権教育に取り組んできました。その結果、5年ごとに実施している「人権・同和問題に関する市民意識調査」では、平成27（2015）年度の調査において、人権問題への関心について、「非常に関心がある」と「関心がある」と答えた人の合計は65.4%となっており、平成22（2010）年度の44.6%から20.8ポイント増えています。（グラフ参照）

平成30（2018）年3月に「佐賀県人権教育・啓発基本方針（第二次改訂）」の策定を受けて、本市においても、人権施策の指針となる「基本方針」を見直し、様々な人権問題に取り組むとともに、市民一人一人が日常生活のあらゆる場面で人権への意識を高め、人権尊重を重視したまちづくりを進めていきます。

また、平成27（2015）年3月に策定した「第2次佐賀市総合計画」においても、「互いに尊重し合い、共に創るふれあいのあるまち」をめざし、その施策として「人権尊重の確立」を掲げています。「市民は、お互いの人権を侵害することなく、お互いの人権を尊重している。」をめざす姿とし、そのような社会になるよう人権教育・啓発に取り組んでいきます。

